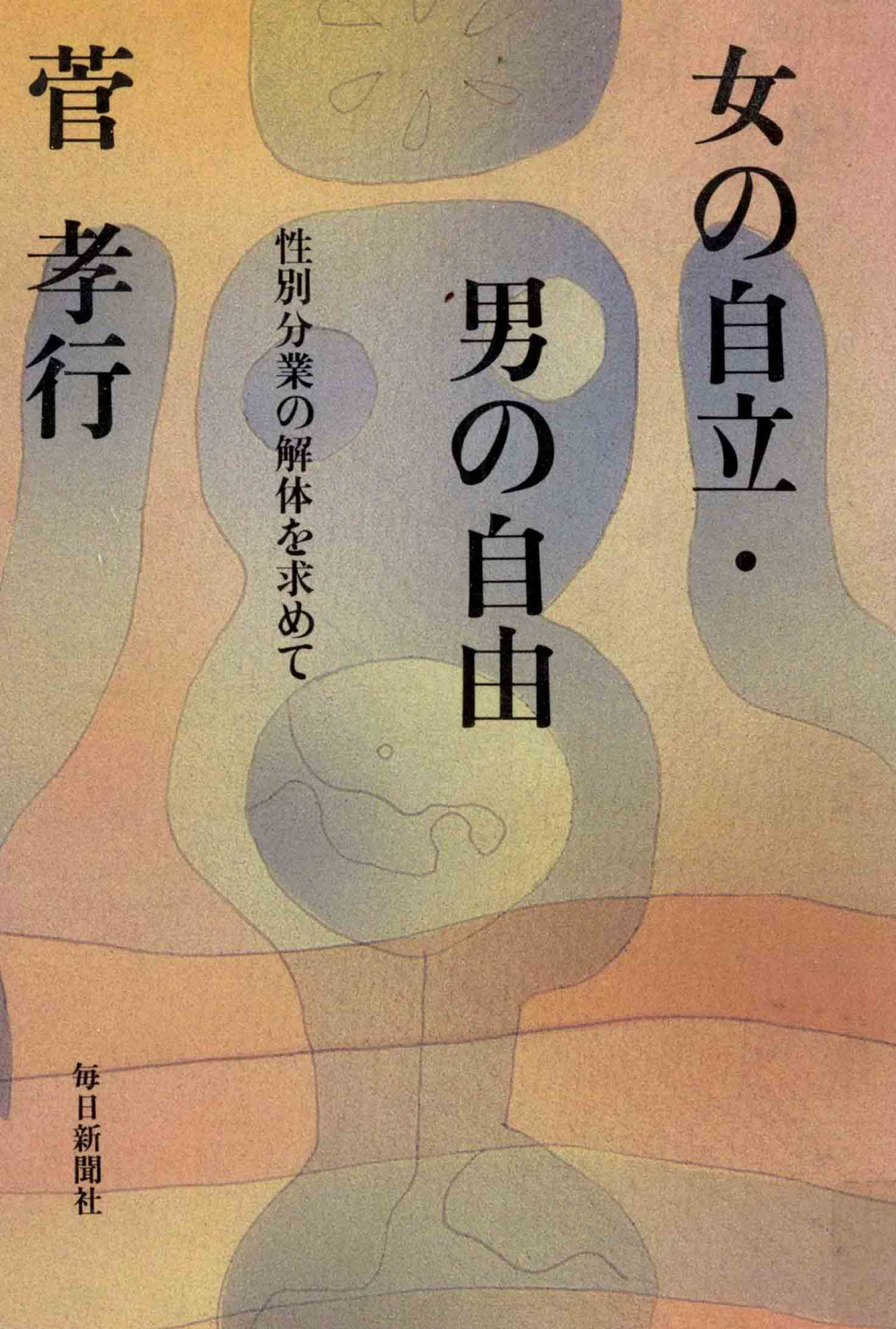




女の自立・

男の自由

性別分業の解体を求めて

菅孝行

毎日新聞社

女の自立・

男の自由

性別分業の解体を求めて

営孝行

毎日新聞社

〔著者略歴〕

菅 孝 行 (かん・たかゆき)

1939年 東京に生まれる

1962年 東京大学文学部卒業

現在 劇作家・評論家

現住所 埼玉県和光市下新倉1356-13

主 著 「天皇論ノート」(田畑書店)

『反昭和思想論』（れんが書房新社）

『現代史のなかの学生』（思想の科学社）

『戦後精神』（ミネルヴァ書房）

「戦後演劇」(朝日新聞社)

『関係としての身体』（れんが書房新社）

『感性からの自由を求めて』（毎日新聞社）

『身体論——関係を内視する』（れんが書房新社）

女の自立・男の自由

性別分業の解体を求めて

定價二〇〇圓

昭和五十九年八月十五日 印刷
昭和五十九年八月二十五日 発行

著者 菅孝行

編集人 川合多喜夫

發行人 関根 望

發行所 毎日新聞社

市北区堂島／ 450名古屋市中村区名駅
 100東京千代田区一ツ橋／ 530大阪

印刷 精文堂印刷(株)
製本 佐久間製本

〈檢印省略〉

はじめに

〔女性のあり方を問うことに真剣な関心を払うのは、おもに当事者である女性である。それは、まさに自分の問題だからである。それにひきかえ男性は、ともすれば無関心である。それは男にとって女の問題はひとごとと考えられがちだからであろう。その上、男と女という次元では、男は差別する側であり、女は差別される側である。踏まれてみなければ痛さは分らないのだ〕

しかし、この社会で女を女たらしめているものが、男を男たらしめているのであり、主観的にはどうあれ、女のあり方は男にとつても自分の問題であるはずだ、というのが、一人の男である私が、女性問題を考えはじめたいとぐちであつた。この社会の中での男と女の関係づけのあり方をはつきりさせないまま、民族差別や部落差別、障害者差別について云々しても、また階級闘争や政治革命を論じてみても、あるいはエコロジーを説いてみても、どうしても嘘の部分、空白の部分のこつてしまうのである。

男と女の関係は、性の関係である。だが、直接的性関係のうわべだけをみているかぎりでは、一人の男にとって大多数の女は無関係の存在であるし、一人の女にとって大多数の男は無関係の存在であ

る。つまり人間は大抵の場合、直接には男と女としてかわりをもつのではなく、たとえば職場の同僚として、上司と部下として、商品の売り手と買い手として、友人同士として、近所づきあいの相手として、つまり抽象的な「人間」と「人間」として、かわりをもつ。

だが、主観的にはそうであっても、客観的には男と女とにふりわけられた役割をそれぞれが担うことによつて、この社会は成り立っている。この主観と客観の落差を埋めなくて実感の中に埋められていると、知らず知らずのうちにこの社会の男女差別のしくみにはまりこんでしまうことになる。それは男が差別し、女が差別される、という関係におかれるというだけでなく、男が搾取される度を深めることにもつながっている。ということはお互いに直接知りあいてもない男と女が、実は社会のしくみのなかにくみこまれ、関係づけられて生きているということを意味する。何をなかだちに、直接には顔も知らない男と女が、ひとつのしくみにつなぎ込まれているのだろうか。

（見知らぬ男と女とをひとつのしくみの中にくみ込んでいるのはこの社会の労働のありかたである。この社会の労働は、きまつた役割に男と女をふりわけることによつて成り立っている。社会的労働はおもに男の役割、家事労働はおもに女の役割である。社会的労働の場に女がどんなに進出しても、主要な労働は男が担い、女は補助的労働の役割をふりあてられている。憲法が男女同権をうたつていても、社会的労働にたずさわる男は、家事労働をする女の上位におかれるし、社会的労働の場でも男が上位、女が下位である。）

この上下関係は、資本主義の価値観とむすびついている。社会的労働は資本主義的な価値を生むが、

家事労働は価値を生まない。男の分担する社会的労働は概して高い価値を生むが、女の分担する社会的労働は低い価値しか生まない。

そもそも、労働とは、モノを生み出す営みであると同時にイノチを生み出す営みであり、イノチを生み出すことはモノを生み出すことよりも大切なはずである。だが、資本制社会の原理の中では、モノを生む労働は権利づけられているが、イノチを生む営みは、モノの価値に換算されないかぎり、何らの権利づけもされないものである。そのため、モノを生む労働の中心にいる男性は、イノチを生む営みの中心にいてモノを生む労働の中心からは遠い存在である女性の上位に立つのである。

イノチは自然につながり、モノは文明につながる。女は自然に近く、男は文明に近い。資本主義社会ではこのちがいを、分業の關係に組み込み、一方を上位に、他方を下位にふりわけている。だから、憲法の「男女同権」は現実化しないのである。罰則ぬきの雇用機会均等法と労基法の改悪はさらにこの差別を深めようとするものである。また「社会主義」の国にも男女差別があるのは、現存する「社会主義」が、資本主義の原理を克服していないからである。

男女の差別をなくすということは、この性別分業をなくし、男と女のちがいを、差別から切りはなすことである。それは、イノチを生産する営みを正當に権利づけることであり、モノの生産にだけ価値を見出す資本主義の市場原理をのりこえることである。それを実現することは、男や女の關係をかえる、というだけにとどまらず、人間の關係のあり方の全体をかえることにつながってゆく。また人間と自然とのあり方をかえることをもそれは含み込んでいる。

本書は、女性の労働のあり方を考えることを通じて、人と人、人と自然の関係のあり方をかえりすじみちをさぐる試みである。いいかえれば、女性解放を人間解放の問題として考える試みである。男が女に対して抑圧者でありつづけているような「人間解放」は、ニセモノである。また女の解放が男の解放をもたらし、人間の解放に通じてゆかないならば、そういう女性解放もニセモノである。男も女も、自分の問題として女性解放の途をさぐる、ということは、女性の解放を通じて社会の抑圧の廃絶をめざすことにほかならない。

女の自立・男の自由
目次

はじめに

第一章 性別分業の戦後史——性別分業の罫——

11

1	女性 は差別されている……………	13
2	労働現場での差別……………	23
3	差別を支えるしくみと観念……………	27
4	教育におけるモノの優位……………	36
5	女性の隷属・男の被搾取……………	42
6	現代の性別分業と戦後改革……………	52
7	女性労働の戦後史……………	72

8	主婦労働と社会的労働	80
---	------------	----

第二章	女性の現在——性労働・家族・賃労働——	93
-----	---------------------	----

1	女性労働者排撃のイデオロギ―	95
---	----------------	----

2	売春とは何か	105
---	--------	-----

3	恋愛・婚姻・売春	120
---	----------	-----

4	ME革命と女性労働	136
---	-----------	-----

5	家族の危機と女性	152
---	----------	-----

第三章	女性解放と人間解放	165
-----	-----------	-----

1	女性をとりまく外的状況	167
---	-------------	-----

2	いのちをはぐくむ	176
---	----------	-----

3

女性解放と人間解放

.....194

あとがき

装幀……河原まり子

女の自立・男の自由

——性別分業の解体を求めて——

第一章

性別分業の戦後史

— 性別分業の罫 —

1 女性は差別されている

現代社会は、女性差別の上に成り立っている社会である。日本はもちろんのこと、世界中どこへいっても、大なり小なり女性は差別されている。差別とは、特定の属性をもつ個人やグループ、階層などを、それ以外の個人、グループ、階層などより劣った地位に置くことであり、また、そのように遇することをあたりまえと考えることである。

女性は男性にくらべて差別されている。もちろん、男性より地位の高い女性、収入の多い女性はいくらもいる。女性によって卑められる男性も、いくらもいる。この社会の尺度は、男と女という尺度だけで成り立っているわけではなく、資本家と労働者、高学歴者と低学歴者、非部落民と部落民、健常者と障害者など、いろいろの区分が組み合わされているから、すべての男性がすべての女性の上位に立っているかといえばそうはいえないけれども、その中から男性と女性という尺度だけをとり出してみれば、まちがいに女性を差別される存在である。

たしかに戦後の憲法は、男女の平等を謳い、男女差別を当然のこととしていた古い家族制度も、戦

後改革によって廃止された。女性も参政権を獲得したし、結婚は男女両性の自由な意志によってなされるものと決められた。女性だけが一方的に罰せられる姦通罪も廃止された。たてまえとしては、女性性は、男性と同様、職に就いて働くことができ、政治にも社会運動にも進出する権利が与えられた。戦後の社会で強くなったのは女とくつ下だ、などともいわれたことがあるほどである。

だから、戦後社会では完全に女性性は解放された、と考える人も少くない。たとえば、会田雄次は、こう言っている。

戦後の日本の社会は大きく変わった。最もその変化の顕著なのは女性が強くなったことだといわれる。……婦人に選挙権が与えられたことを中心に、社会に対する発言の機会や場所がふえ、発言もそれに応じて増加してきたことはたしかである。……しかし女性が強くなったということは、どうもそういう意味で使われているのではない。妻の座が、法律上でも改善されたこととあいまって、家庭での妻君の発言力が強化されたという意味だろう。それは、これまでの亭主関白の地位を追われた世の夫たちがあげている悲鳴だと考えるのが、ほんとうの理由に近い。(『男性待望論』私の女性教育) 講談社、一九六七年)

会田がいうように、家の中の女性の発言権は強まったかも知れない。宮仕えに疲れ果てた男が、家では妻からも尻を叩かれて閉口するという事態は、いたるところで見うけられることといえるにち